

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月1日 07時50分ごろ
発生場所	和歌山県田辺港南西方沖 番所鼻灯台から真方位250° 9.4海里付近 (概位 北緯33° 38.3′ 東経135° 09.5′)
事故の概要	プレジャーボートマンブクVは、漂流中、また、プレジャーボート いお恋丸は、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年10月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート マンブクV、5.1トン 252-26167和歌山、株式会社まんぶく B プレジャーボート いお恋丸、4.9トン 292-31869和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A トランサムステップに亀裂、スパンカーに折損 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、市江崎沖GPS波浪観測灯浮標 (以下「市江崎沖灯浮標」という。)付近の釣り場に至り、機関を中 立として漂流し、船首を北に向けて右舷船尾部で右舷船首方の漁船群 を気にしながら、釣りの準備を行っていたところ、B船が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、市江崎沖灯浮 標付近に至り、両舷から釣り竿を出し、約6ノットの対地速力で手動 操舵により、同灯浮標を左に見て旋回しながらトローリングを行って いた。 B船は、船長Bが、左舷船首方にA船を認めていたが、船尾部で珍 しい魚が釣れたので、舵輪を離れて釣れた魚を確認していたところ、 A船と衝突した。
分析	A船は、漂流中、船長Aが釣りの準備で周囲の見張りを適切に行っ ていなかったことから、接近するB船に気付かなかったものと考えら れる。 B船は、トローリングを行いながら航行中、船長Bが、釣れた魚を 船尾部で見ている見張りを行っていなかったことから、漂流中のA船

	と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、漂流中、船長Aが、釣りの準備で周囲の見張りを適切に行っておらず、また、B船が、トローリングを行いながら航行中、船長Bが、釣れた魚を船尾部で見ていて見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 周囲に漁船等が存在する海域で釣りをしながら航行する場合、操舵輪から離れないこと。・ 常時適切な見張りを行うこと。